

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

| | |
|--|---|
| <p>◎ 告 示</p> <p>○収納代理金融機関の指定の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件） ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件） ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製菓衛生師試験の実施 ・ 大規模小売店舗の変更事項届出 ・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見 | <p>所管課（室）名</p> <p>財 政 課</p> <p>障 害 福 祉 課</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>生 活 衛 生 課</p> <p>経 営 支 援 課</p> <p>”</p> |
|--|---|

告 示

長崎県告示第707号

収納代理金融機関の指定（昭和43年長崎県告示第197号）の一部を次のように改正し、令和2年11月16日から適用する。

令和2年11月10日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|-------|---------|------|--|------|--|------|--|------|--|-----|--|-------|--|-------|--|------|---|---|--|
| <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。</p> <p>(1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">略</td> <td style="padding: 2px;">本店営業部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">伊万里信用金庫</td> <td style="padding: 2px;">有田支店</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">黒川支店</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">大川支店</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">山代支店</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">南支店</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">西有田支店</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">東山代支店</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">松浦支店</td> </tr> </table> | 略 | 本店営業部 | 伊万里信用金庫 | 有田支店 | | 黒川支店 | | 大川支店 | | 山代支店 | | 南支店 | | 西有田支店 | | 東山代支店 | | 松浦支店 | <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。</p> <p>(1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">略</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table> | 略 | |
| 略 | 本店営業部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 伊万里信用金庫 | 有田支店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 黒川支店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 大川支店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 山代支店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 南支店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 西有田支店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 東山代支店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 松浦支店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 略

(2) 略

長崎県告示第708号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和2年11月10日

長崎県知事 中村 法道

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------|-----------------|-----------|
| そよかぜ薬局 時津店 | 西彼杵郡時津町浦郷270-12 | 令和2年10月1日 |
| うらのさき薬局 | 松浦市志佐町浦免1386-1 | 令和2年11月1日 |

長崎県告示第709号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和2年11月10日

長崎県知事 中村 法道

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|-----------------------|-----------|
| 株式会社訪問看護ステーション ころろ | 島原市湊新地町429番地 溝田ハイツ101 | 令和2年10月1日 |

長崎県告示第710号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和2年11月10日

長崎県知事 中村 法道

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 更新年月日 |
|-----------|------------------------|-----------|
| ゆずクリニック | 長崎市鍛冶屋町2番11号 銀嶺ビル3階・4階 | 令和2年11月1日 |

長崎県告示第711号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和2年11月10日

長崎県知事 中村 法道

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 更新年月日 |
|------------|-------------|-----------|
| 藤村薬局本店 | 長崎市元船町12-11 | 令和2年11月1日 |
| 勝山薬局（城山台店） | 長崎市立岩町34-17 | 令和2年11月1日 |

| | | |
|-------------|-----------------|-----------|
| 長崎調剤薬局 宮小路店 | 大村市宮小路3丁目1334-6 | 令和2年11月1日 |
| 勝山薬局 (茂里町店) | 長崎市茂里町3-20 | 令和2年11月1日 |

長崎県告示第712号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

令和2年11月10日

長崎県知事 中村 法道

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 更新年月日 |
|--------------------|-----------------|-----------|
| たおやかに・訪問看護ステーション | 長崎市上黒崎町777番地 | 令和2年11月1日 |
| 訪問看護ステーション はまゆう | 南島原市加津佐町戊4450番地 | 令和2年11月1日 |
| 訪問看護ステーションナースパワーあい | 大村市徳泉川内町836番地19 | 令和2年11月1日 |

長崎県告示第713号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和2年11月10日

長崎県知事 中村 法道

| | 指定医療機関の名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|---|-----------|-------------|------------|
| 新 | 変更なし | 諫早市小野町285-6 | 令和2年10月15日 |
| 旧 | こまち薬局 | 諫早市小野町278-1 | |

公 告**製菓衛生師試験の実施（公告）**

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、令和2年度長崎県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和2年11月10日

長崎県知事 中村 法道

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 令和3年1月20日（水）14時から
- (2) 試験の場所 長崎県庁 1階 大会議室
3階 会議室302, 303, 304, 305, 311, 312（長崎市尾上町3番1号）

2 試験科目

- (1) 衛生法規

- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論
- (7) 製菓実技

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（高等学校への入学資格を有する者をいい、法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したものの
- (3) 法の施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えているもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和42年長崎県規則第63号）様式第5号）

イ 履歴書及び写真（受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したもの）及び氏名を変更した者は戸籍抄本

ウ 3の受験資格の(1)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

エ 3の受験資格の(2)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類

(イ) 2年以上菓子製造業に従事したことを証する書類

オ 3の受験資格の(3)に該当する者は、法の施行の際現に菓子製造業に従事しており、かつ当該製造業に3年以上従事したことを証する書類を添付すること。

カ 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び製菓実技の免除を受けることができるので、受験申請時に技能検定合格証書を提示すること。

(2) 受験手数料

9,400円（長崎県収入証紙を受験願書にちょう付すること。ただし、県外に居住する者は、現金書留又は定額小為替証書で送付すること。）

なお、受験願書受理後の受験手数料は一切返還しない。

(3) 受験願書の受付期間

令和2年11月11日（水）から令和2年12月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）。受付時間は、県庁及び県立保健所 午前9時から午後5時45分、長崎市保健所 午前8時45分から午後5時30分、佐世保市保健所 午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和2年12月4日（金）の消印のあるものまで受け付ける。

(4) 受験願書の提出先

受験者の住所を管轄する保健所。または、長崎県県民生活環境部生活衛生課（〒850-8570長崎市尾上町3番1号）とする。

5 合格の発表

合格の発表は、令和3年2月19日（金）に県庁1階エントランスホール及び県のホームページに掲示し、合格者には合格通知書を送付する。

6 試験結果の開示

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点は、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第24条第1項の規定により、受験者本人が必要書類（受験票、合格証書、運転免許証、健康保険証、個人番号カード・在留カード、特別永住者証明書等本人であることを証明できる書類）を持参した場合に限り、口頭で開示

を行うことができる。

(1) 開示場所

長崎県県民生活環境部生活衛生課

(2) 開示期間

令和3年2月19日（金）から令和3年3月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

7 その他

(1) 受験願書等は、住所地を管轄する保健所及び長崎県生活衛生課で配付するほか、県のホームページから申請書をダウンロードすることも可能である。

(2) 受験願書には、郵便番号を記載すること。

(3) 過去の試験問題については、ホームページ、県民センター及び県内6か所の行政資料コーナーで入手することが可能であること。

(4) 受験手続その他詳しいことは、最寄りの保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（電話095-895-2364）へ問い合わせること。

なお、文書による問合せには、必ず返信用切手を同封すること。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和2年11月10日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスターマックス時津ショッピングセンター

長崎県西彼杵郡時津町左底郷字坂口1832-1 外3筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

西部ガス都市開発株式会社 代表取締役 佐藤 操

福岡市博多区千代一丁目17番1号

(3) 変更した事項

① 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ミスターマックス長崎時津ショッピングセンター

（変更後）ミスターマックス時津ショッピングセンター

② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称

（変更前）西部ガス興商株式会社

（変更後）西部ガス都市開発株式会社

(4) 変更の年月日

① 平成22年1月25日

② 令和2年10月1日

2 届出年月日

令和2年10月26日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び時津町建設部産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年11月10日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
OKホーム&ガーデン長与店
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1街区5号 外
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長与町長 吉田 慎一
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長与町建設産業部産業振興課

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一
一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント